

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

『新型コロナウイルス感染症「第6波」突入 オミクロン株緊急対策』について

全国でオミクロン株による感染が拡がり、今や「第6波」の渦中にあります。本県においても年明け以降、帰省あるいは家族や友人との会食に端を発した感染者が急増しており、すでに8割近くがオミクロン株に置き換わっていると思われまます。従って、もはや日常レベルにはなく、これまでになかった感染爆発を警戒すべき状況にあります。

オミクロン株は重症化リスクが低いといわれていますが、今後、爆発的に感染者が増加すれば、医療提供体制を揺るがすのみならず、エッセンシャルワーカーの確保・維持が難しくなり、病院、福祉施設、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域で機能停止に至りかねません。

このため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり『新型コロナウイルス感染症「第6波」突入 オミクロン株緊急対策』を決定したところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

1 各事業所・施設での感染防止対策の再徹底について

感染力が高いオミクロン株の感染が事業所・施設で拡大すれば、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼすとともに、地域の介護サービスの維持にも大きな影響が発生する可能性があります。

各事業所・施設におかれては、今一度、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」(令和3年11月30日改正)を元に、利用者と職員に関する感染防止対策の再徹底をお願いします。

2 研修動画を使った事業所・施設内研修の実施について

「第6波」の感染拡大において、事業所・施設での感染発生を防ぎ、また万が一感染発生した場合でも、その影響を最小限に食い止めるためには、改めて職員一人ひとりが正しい感染防止対策を理解し、事業所・施設全体で取り組むことが必要です。各

事業所・施設におかれては、県がホームページ等に掲載しております福祉施設向け対策の動画等を活用し、各職員への研修の実施を再徹底いただきますようお願いいたします。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」(約60分)

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

(研修資料、YouTube リンク先を掲載)

○日本環境感染学会講習会動画(約20分)

講師：(一社) ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL : https://www.youtube.com/watch?v=_7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9Nvr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3

(研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>)

3 感染症に備えた業務継続計画（BCP）の再確認・策定について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、すべての事業者に対し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定等が義務付けられたところです。

業務継続計画を策定している事業所・施設におかれては、「第6波」の感染拡大に備えた計画内容の再確認を行い、職員への周知徹底をお願いします。

業務継続計画の策定義務については、経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務となっているところですが、未策定の各事業所・施設におかれては、速やかな策定を行っていただきますようお願いいたします。

[添付資料]

- ・『新型コロナウイルス感染症「第6波」突入 オミクロン株緊急対策』（令和4年1月11日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」（令和3年11月30日改正）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		